

都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第 702 条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源(市負担分)に充当しています。

《都市計画税の使途の状況》

都市計画税収入額 3,491,429千円

(単位：千円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳					一般財源 (市負担分) のうち 都市計画税 充当額
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)		
		国県支出金	地方債	その他			
事業費等の内訳	街路事業	654,949	214,966	349,200	95	90,688	64,142
	公園事業	317,966	122,856	139,300	75	55,735	39,421
	土地区画整理等事業	417,546	124,657	132,700	41,311	118,878	84,081
	上記事業に係る地方債償還額	2,205,062	0	0	0	2,205,062	1,559,613
	下水道事業	2,466,000	0	0	0	2,466,000	1,744,172
合 計	6,061,523	462,479	621,200	41,481	4,936,363	3,491,429	